

# 令和6年度機構・定員について（主要事項）

令和5年12月

## 1. 組織改正

※設置組織の名称はいずれも仮称

- ①日本語教育機関認定法の施行のための日本語教育課の設置（総合教育政策局）
- ②改正活動火山対策特措法の施行による特別の機関火山調査研究推進本部の設置に伴う地震火山・防災研究課の体制整備（研究開発局）
- ③宗務行政の適切な執行のための宗教法人行政室の設置（文化庁）

## 2. 定員

### （1）令和6年度における増員と定員合理化等に伴う減員数

○増員数：68人（うち10人は時限定員）

○減員数：▲49人（うち2人は時限到来による減）

（令和5年度末定員2,162人 → 令和6年度末定員2,181人）

※国家公務員の定年引上げに伴う特例的な時限定員措置20人を含めると、令和6年度末定員は、2,201人。

### （2）主な内容

- ①日本語教育機関認定法の施行のための体制整備（総合教育政策局）
- ②火山調査研究推進本部の設置に伴う体制整備（研究開発局）
- ③宗務行政の適切な執行のための体制整備（文化庁）
- ④新たな時代に対応した教育政策の推進  
（大臣官房（文教施設企画・防災部を含む。）、総合教育政策局、初等中等教育局、高等教育局）
  - ・文教施設脱炭素化推進のための体制整備
  - ・日本語教育機関認定法の施行のための体制整備（再掲）
  - ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進のための体制整備
  - ・インクルーシブな学校運営モデルの創設及び制度化のための体制整備
  - ・高等専門学校の機能の充実に向けた体制整備
  - ・サイバー安全保障分野における対応能力の向上のための体制整備
- ⑤科学技術・イノベーションの推進（科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局）
  - ・基盤モデル研究開発のための体制整備
  - ・JAXAにおける資金供給機能の強化への対応のための体制整備
  - ・火山調査研究推進本部の設置に伴う体制整備（再掲）
  - ・経済安全保障推進法の着実な施行等のための体制整備
- ⑥スポーツ立国・文化芸術立国の実現（スポーツ庁、文化庁）
  - ・地域スポーツ環境の総合的な整備に向けた体制整備
  - ・文化芸術のグローバル展開推進体制の整備
  - ・京都文化庁の機能強化のための体制整備